

南山大学隨時奨学生貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、学費納入が困難な本学の大学院または、学部在学の学生に対し、学費一部相当額を貸与して、その奨学に資することを目的とする。

(運用機関)

第2条 この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当たる。

(貸与金額)

第3条 奨学生の貸与額は、当該学期授業料、教育充実費、施設設備費およびLL実習費相当額とする。

② 奨学生の採用学期に1クオーターの休学を含む場合は、前項の金額を半額とする。

(奨学生および採用人数)

第4条 この規程により、奨学生の貸与を受ける者を南山大学隨時奨学生（以下「奨学生」という。）という。

② 採用人数は、春学期、秋学期ともにそれぞれ50名以内とする。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生は、本学の大学院または学部に在学し、次の各号の一に該当するものから採用する。

- 1 学費納入が困難であって品行方正かつ学業成績が平均水準以上のもの
- 2 家計支持者の死亡、倒産その他の事由により家計状況が急に悪化したもの
- 3 前各号に掲げるもののほか、学費納入が困難であって、面接の結果、本学として貸与することが適切であると判断されたもの

(採用期間)

第6条 奨学生の採用期間は、原則2学期以内とする。

② 2学期を超えて貸与を希望する者については、選考委員会の承認を得るものとする。

(出願手続)

第7条 奨学生の貸与を出願しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- 1 奨学生願書（所定様式）
 - 2 所得を証明する書類
 - 3 指導教員の推薦書
- ② 前項各号の書類は、学生課を通じて学長あてに提出するものとする。
- ③ 貸与を出願する期日は、定めない。隨時出願できるものとする。

(奨学生の選考)

第8条 奨学生の採用は、選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。

(貸与手続)

第9条 奨学生として採用されたときは、本人より連帯保証人連署のうえ、所定の様式の誓

約書を学長あてに提出しなければならない。

(辞退手続)

第10条 奨学生は、連帯保証人連署のうえ、奨学生貸与の辞退を願い出ることができる。

(貸与の停止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められたときは、貸与を停止することがある。

- 1 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- 2 学業成績または性行が不良となったとき。
- 3 いつわりの申立てにより、または不正な方法により貸与を受けたとき。
- 4 貸与を必要としなくなったとき。
- 5 その他奨学生として適当でないとき。

(奨学生の返還時期)

第12条 奨学生は、貸与を受けた奨学生について、卒業時または退学時において、返還しなければならない。

② 奨学生は、前項の定めにかかわらず、貸与を受けた奨学生について、在学時においても返還することができる。

(奨学生の卒業時返還方法)

第13条 奨学生が卒業するときは、貸与を受けた奨学生について、本学が指定する奨学ローンへの借り換えにより、または一括支払いにより、本学に返還しなければならない。なお、奨学ローンで借り換えを行う場合は「南山大学返還誓約書」、連帯保証人連署の「南山大学奨学生保証依頼申請書」および連帯保証人の「印鑑登録証明書」を、一括支払いの場合は「奨学生一括返還願」を、それぞれ所定の期日までに提出しなければならない。

(奨学生の退学時返還方法)

第14条 奨学生が退学するときは、貸与を受けた奨学生について、本学に一括して返還しなければならない。ただし、事情により分割返還を認めることがある。なお、分割返還を行う場合においては、連帯保証人連署の「奨学生借用証書」および「奨学生返還明細書」を所定の期日までに提出しなければならない。

② 前項の分割返還の場合は、10年の期間内において別に定める年賦方法で返還するものとし、利率は前条に規定する奨学ローンの利率を勘案して別途定める。

③ 返還期限を超えて返還されない場合は、年利5%の延滞料を徴収する。

(奨学生返還免除および猶予)

第15条 奨学生であったものが、本学または他大学の学部または大学院に在学している場合は、願い出により、奨学生の返還を猶予することがある。

② 奨学生であったものが、南山学園所属学校の教職につくときは、願い出により奨学生の返還を猶予することがある。

③ 前2項の場合のほか、奨学生であったものが、真にやむを得ない事由により返還が困難な場合は、願い出により、奨学生の返還を猶予することがある。

④ 奨学生であったものが、一定期間以上南山学園所属学校の教職についたときは、願い出により奨学生の全部または一部の返還を免除する。

⑤ 奨学生であったものが以下の事由により奨学生の返還ができなくなったときは、連帯保証人または相続人の願い出により、奨学生の全部または一部の返還を免除することがある。

- 1 奨学生本人が死亡した場合

2 奨学生本人が精神もしくは身体の障がいにより労働能力を喪失、または労働能力に高度の制限を有する場合

(奨学生の死亡)

第16条 奨学生であったものが、貸与を受けた奨学生の返還完了前に死亡したときは、遺族または連帯保証人は、「死亡診断書」または除籍を証明する書類を添え、直ちに死亡届を提出しなければならない。

(他の奨学生との併願)

第17条 日本学生支援機構またはその他の団体の奨学生受給者もこの規程による奨学生の貸与を出願することができる。

(運用細則)

第18条 この規程の運用についての細則は、別に定める。

(奨学生関係事務の取扱場所)

第19条 選考委員会の事務は、学務部学生課において取り扱うものとする。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の施行にともない南山大学奨学生貸与規程による奨学生の募集は、平成12年4月1日から行わない。

3 南山大学奨学生貸与規程は、平成11年度以前の奨学生が返還を完了した時点をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、2013年4月1日から施行する。

2 第12条から第16条は、2013年4月1日以降に卒業または退学する者に適用する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。